

スクールバス等の検討について

1 国の基準と県内市町村の状況

- 国の基準（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引）

小学生：おおむね 4 km 中学生：おおむね 6 km

- 県内市町村の状況 資料 1 - 2（令和 5 年度調査結果）参照

2 スクールバス導入に対する基本的な考え方

- ① 統合に伴い、通学区域が変更となる児童に対する支援措置
- ② 寄居中学校区や男衾中学校区の児童との不公平感が生じないようなエリア設定

3 事務局素案

① スクールバス等対象者の設定

1 基準となる距離を超える地域に居住する児童

※折原地区については、東秩父路線バスの利用も検討

② 線引きの設定

基準となる距離で線引きとする。

ただし、基準となる距離より近い区域に居住する者であっても、スクールバス等対象者
と同一の通学班に編成される場合は利用可とする。